

鹿角市告示第17号

地方自治法第167条の2第1項第3号の規定による随意契約予定業務について、鹿角市財務規則第114条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約前公表）

(1) 契約に係る役務の名称、数量等	役務名称：ペットボトルキャップリサイクル事業洗浄分別業務 委託期間：令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで
(2) 契約の相手方に必要な資格	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害福祉サービス事業を行う施設
(3) 契約相手方の決定方法	該当する障害福祉サービス事業を行う施設に見積書の提出を求め、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。
(4) 見積書の提出方法	提出期限：令和3年3月25日（木） 提出先：市民部市民共動課環境生活班

令和3年3月16日

鹿角市長 児 玉 一